

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年4月27日 午後3時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 三条市農業委員会会議規則の一部改正等について
- 議第 7号 三条市農業委員会会長等互選規程の一部改正について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 3番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 4番 藤 田 吉 則 委員 | 5番 栗 原 一 郎 委員 |
| 6番 野 崎 文 夫 委員 | 7番 五十嵐 秀 一 委員 |
| 8番 蒲 澤 正 委員 | 9番 大 桃 伸 之 委員 |
| 10番 眞 野 薫 委員 | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員 |
| 24番 阿 部 銀次郎 委員 | 25番 清 野 秀 作 委員 |
| 26番 星 野 英 治 委員 | 27番 内 山 敏 雄 委員 |
| 28番 渡 邊 勝 夫 委員 | 29番 熊 倉 睦 委員 |

30番 原田 勝 委員 31番 小林 茂 宏 委員
32番 坂井 浩 行 委員 33番 横山 一 雄 委員
34番 廣川 哲 也 委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 清 水 学
経 営 基 盤 係 長 早 川 実
経 営 基 盤 係
一 般 任 用 主 事 左 居 香
臨 時 職 員 渡 辺 真 那

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、我々公選の中で選ばれた最後の総会を開会したいと思います。

(挨拶 略)

これより会議に入りたいと思います。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員33名、出席33、欠席ゼロでございますので、会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。7番、五十嵐秀一委員、32番、坂井浩行委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に皆様にお諮りしたいと思います。議第1号及び議第5号に議事参与の制限に該当する方が2名いらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに「総会の同意があったときは、この限りでない」となっておりますので、皆様の同意をいただいて、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。1ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積3,098㎡であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

1番は、桑切地内の農地1筆、3,098㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定15件、面積9万1,366.76㎡、再設定2件、6,569㎡、合計では17件、面積9万7,935.76㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの2番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

2番から5ページの14番までの13件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

2番は、月岡地内の農地2筆、1,018㎡。

3番は、戸口地内の農地5筆、6,947.76㎡。

4番は、森町地内の農地5筆、5,319㎡。

5番は、飯田地内の農地4筆、8,693㎡。

6番は、井栗地内の農地10筆、1万736㎡。

7番は、下保内地内の農地2筆、2,032㎡。

8番は、須頃3丁目地内の農地4筆、2,591㎡。

4ページをお願いいたします。9番は、茅原地内の農地5筆、1万3,989㎡。

10番は、戸口地内の農地2筆、6,159㎡。

11番は、中曾根新田地内の農地2筆、3,008㎡。

12番は、中曾根新田地内の農地3筆、4,529㎡。

13番は、茅原地内ほかの農地計3筆、8,491㎡。

14番は、上大浦地内の農地1筆、1,021㎡。

以上13件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の15番及び16番の2件は、農地利用集積円滑化団体であるにいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

15番は、長嶺地内の農地1筆、2,822㎡。

16番は、吉田地内の農地7筆、1万4,011㎡。

以上2件は、にいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

6ページをお願いいたします。17番及び18番の2件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、農地集積円滑化事業に係る案件につきましてご説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。680番の3の枝番がついております1件、4,574㎡につきましては、平成24年3月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について、耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間につい

て利用権設定するものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第3調査部会長は、私の隣に着席を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告をいたします。

第3調査部会では、4月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時44分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定15件、再設定2件、農地利利用集積円滑化事業による耕作者変更1件、合計件数19件、面積10万5,607.76㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

8ページをご覧ください。今月、三条市長から意見を求められている案件は利用権移転1件、面積1万9,201㎡であります。

1番は、平成27年12月の総会におきまして異議ないものとして、平成28年2月に県公告がされました利用配分計画のうち、記載の茅原地内ほかの農地計10筆、1万9,201㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、件数1件、面積1万9,201㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることと答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

10ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積9,276㎡であります。

9ページにお戻りをお願いいたします。1番は、鬼木地内の農地1筆、598㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

2番は、新堀地内の農地2筆、226㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

3番は、栄荻島地内の農地2筆、227㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

4番は、川通東町地内の農地2筆、3,712㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

10ページをお願いいたします。5番は、牛ヶ首地内の農地5筆、4,513㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、合計件数5件、面積9,276㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

12ページをご覧願います。今月の申請は4件で、合計面積1,979㎡であります。

11ページにお戻りをお願いいたします。1番は、計画変更のみの申請で、林町2丁目地内の農地1筆、1,004㎡を議第5号の4番で農地法第5条の許可申請がなされている南側隣接地1,004㎡と一体利用し、宅地分譲地8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条警察署東側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、石上2丁目地内の農地1筆、204㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市消防本部北西450m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の1番で農地法第5条の許可申請がなされております。

3番は、上保内地内の農地1筆、146㎡を売買により取得し、東側既存雑種地14㎡と一体利用し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、JR保内駅南東250m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の2番で農地法第5条の許可申請がなされております。

12ページをお願いいたします。4番は、大島地内の農地2筆、625㎡を売買により取得し、住宅1棟、車庫1棟及び駐車場2台等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、大島中学校南西150m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の3番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積1,979㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

16ページをご覧ください。今月の申請は13件で、合計面積1万7,138㎡であります。

13ページにお戻りをお願いいたします。1番、2番、3番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の2番、3番、4番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

4番は、林町2丁目地内の農地1筆、1,004㎡を売買により取得し、議第4号『事業計画変更申請について』の1番でご審議をいただいた北側隣接地1,004㎡と一体利用し、宅地分譲地8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条警察署東側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。5番は、西四日町3丁目地内の農地1筆、256㎡を売買により取得し、駐車場10台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、なでしこ保育園南側50m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、柳場新田地内の農地1筆、191㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及

び駐車場、通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、主要地方道新潟・小須戸・三条線柳場交差点南東100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、三竹1丁目地内の農地3筆、2,041㎡を売買により取得し、南側既存宅地349.62㎡と一体利用し、宅地分譲地10区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、消防署東分遣所北西80m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、諏訪1丁目地内の農地2筆、513㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、聖母こども園北東400m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番は、新保地内の農地3筆、1,653㎡を売買により取得し、店舗1棟、倉庫1棟、駐車場39台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、県立三条高等学校南側350m付近で、500m以内に教育施設及び医療施設があり、かつ申請地西側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、上須頃地内の農地2筆、283㎡を賃貸借権の設定により、西側既存雑種地29㎡と一体利用し、組合事務所1棟及び駐車場6台の用地として、平成30年5月1日から平成33年4月30日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南西700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、下須頃地内の農地1筆、191㎡を使用貸借権の設定により、東側既存宅地813.22㎡と一体利用し、住宅1棟、既存倉庫1棟及び既存車庫1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、須頃保育所西側200m付近で、500m以内に教育施設及び医療施設があり、かつ申請地西側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は、東光寺地内の農地1筆、707㎡を賃貸借権の設定により、東光寺駅乗り換え跨線橋改良工事に伴う作業ヤードの用地として、平成30年5月20日から平成30年12月31日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、東光寺駅北側100m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

16ページをお願いいたします。13番は、南中地内の農地6筆、9,324㎡を賃貸借権の設定により、砂利採取のため、平成30年6月1日から平成32年2月29日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、飯田小学校南東500m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数13件、面積1万7,138㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、13番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断をいたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、13番を除く案件、合計12件については許可することとし、13番の案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『三条市農業委員会会議規則の一部改正等について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『三条市農業委員会会議規則の一部改正等について』ご説明をいたします。

17ページをご覧ください。1の改正等の趣旨につきましては、平成28年4月に施行されました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選任方法が、選挙制及び団体推薦制から、議会の同意を要件とする市長の任命制に変更されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

18ページをご覧ください。改正の内容につきましては、第1条におきまして、三条市農業委員会会議規則第7条第1項中の「一般選挙後最初の会議」を「市長が委員を任命した後の最初の総会」と改めるとともに、文言、内容等の精査を行い、同項の「あらかじめ」を削るとともに、第2項を削り、第3項を第2項とするものでございます。

また、団体推薦制が廃止されたことに伴い、第2条におきまして、三条市農業委員会

の選任による委員の団体推薦に関する規則を廃止するものであります。

施行期日は、平成30年5月1日であります。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをします。議第6号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『三条市農業委員会会長等互選規程の一部改正について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『三条市農業委員会会長等互選規程の一部改正について』ご説明をいたします。

20ページをご覧ください。改正等の趣旨につきましては、議第6号と同様に、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

21ページをご覧ください。改正の内容につきましては、法律改正に伴い引用条項にずれが生じたことから、第3条第1項中の「第21条第1項」を「第27条第1項」に改めるものであります。

施行期日は、平成30年5月1日でございます。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略

をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして任期最後の総会を閉会させていただきます。

午後3時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 7 番）

議事録署名委員（3 2 番）
